

適格認定（学業）とは

学校はあなたの学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否等を判定します。学業不振等の場合には給付奨学金の支給を廃止（打ち切り）とするほか、支給済の給付奨学金の返還を求めることがあります。

給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

◆ 給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置）

※ 貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	処置（どうなるか）
廃止	- 次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下の「停止」の区分に該当するものを除く。）	【4月以降の給付奨学金の取扱い】 ・<u>給付奨学生の資格を失います。</u> 【4月以降の振込み】 ・<u>振り込まれません。</u>
「廃止（返還）」の判定について（返還が必要になる場合） 学業成績が著しく不良（学修の実態が認められない状況）であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は、学年の始期に遡って給付奨学金の返還を求めます。 ※ 学修の実態が認められない状況 ・ 修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合 ・ 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合		
停止	警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（2回連続して警告となった場合のうち、2回目の警告の理由が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合」のみ。ただし、3回連続で警告となった場合を除く。）	【4月以降の給付奨学金の取扱い】 ・<u>給付奨学生の支給が中断されます。</u> ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。 【4月以降の振込み】 ・<u>振り込まれません。</u>
警告	- 次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること	【4月以降の給付奨学金の取扱い】 ・ 給付奨学金の支給は継続します。 ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。 【4月以降の振込み】 ・<u>振り込まれます。※</u>
継続	「廃止」、「停止」、「警告」以外の者	【4月以降の給付奨学金の取扱い】 ・ 給付奨学金の支給は継続します。 【4月以降の振込み】 ・<u>振り込まれます。※</u>

※ 給付奨学金は貸与奨学金より厳しい基準により認定されるため、貸与奨学金と併給している場合、貸与奨学金の振込みは継続されても給付奨学金の振込みは打ち切られることがあります。

※ 2025年4月分の振込日は、4月21日（月）です。

※ 「処置通知」は4月の振込日以降に学校を通じて交付します（「継続」は交付されません）。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。

【7月8日更新版】



高等教育の修学支援新制度の学業要件って何？

令和7年度から
要件が変更に
なります。



支援の継続に当たっては、一定の学修意欲と学修成果を測る要件を満たす必要があります！



具体的な要件

※★はこれまでから変更となる要件(変更内容については裏面参照)

警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下
⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が7割以下★
⇒単位数が、
1年生……21単位以下
2年生……43単位以下
3年生……65単位以下
4年生……86単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が、
所属する学部等の下位4分の1

廃止(支援打ち切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定
- ・出席率が6割以下★
⇒半期15回の授業のうち欠席が6回以上
- ・修得単位数が6割以下★
⇒単位数が、
1年生……18単位以下
2年生……37単位以下
3年生……55単位以下
4年生……74単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止



ちゃんと出席して、単位を取って、成績が上位4分の3なら大丈夫なんだね。でも、自分や家族が病気になったときとかに、授業を受けられなくて、支援が受けられなくなるのだとしたら、安心して進学できないなあ。

思いがけないことが起こるなど事情がある場合は、要件を満たさなくても打ち切り等にはなりません！



別添4

【7月8日更新版】



令和7年度からどう変わるの？

令和6年度以前からの在学者の方へ



警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下【変更なし】
⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が6⇒7割以下★
⇒単位数が、
1年生……18⇒21単位以下
2年生……37⇒43単位以下
3年生……55⇒65単位以下
4年生……74⇒86単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が
所属する学部等の下位4分の1【変更なし】

廃止(支援打ち切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定【変更なし】
- ・出席率が5⇒6割以下★
⇒半期15回の授業のうち欠席が8⇒6回以上
- ・修得単位数が5⇒6割以下★
⇒単位数が、
1年生……15⇒18単位以下
2年生……31⇒37単位以下
3年生……46⇒55単位以下
4年生……62⇒74単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当【変更なし】
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止

令和6年度以前から在学している方も、令和7年度からは、この要件が適用されます。



本制度の詳細についてはHPもご覧ください！

